

一般社団法人日本社会福祉学会機関誌『社会福祉学』投稿要領

2010年4月1日施行

2021年3月13日改正

1. 一般社団法人日本社会福祉学会機関誌編集規程第3条に基づき、投稿者は、共著者を含め、会員資格を得ていなければならない。
2. 一般社団法人日本社会福祉学会機関誌編集規程第5条に示す欄のうち、論文・実践報告・資料解題・調査報告は、原則として本会会員による自由投稿とする。
3. 投稿する原稿は、未発表のものに限る。一般社団法人日本社会福祉学会研究倫理規程『第14条 二重投稿の禁止』ならびに日本社会福祉学会研究倫理規程にもとづく研究ガイドライン『5 論文投稿』を参照し、同じデータ・事例・資料等に基づいて投稿者及びそのグループが執筆した別の論文・報告書等（共同執筆も含む）があれば、投稿時に添付すること。なお、添付する資料には、既発表論文・報告書等のみならず、現在査読中であるものも含む。
4. 過去に本誌に投稿され、不掲載、または取下げとなった論文を再投稿する場合には、以前の投稿論文と修正についての説明文書を添付することとする。
5. 投稿原稿は、1編ごとに独立、完結したものと扱い、審査過程に挙げる。したがって、表題に「上・下」「1報・2報」「I・II」等をつけない。
6. 投稿の締切りは、毎年、4月末日・7月末日・10月末日・1月末日とする。
7. 投稿は、一般社団法人日本社会福祉学会の電子投稿システム (<https://iap-jp.org/jssw/journal/>) より行うこととする。
8. 投稿論文掲載の可否は、「投稿受領から掲載までのフローチャート」に基づく審査により機関誌編集委員会（以下「委員会」）が決定する。なお、投稿論文が学術雑誌掲載に必要な形式要件を充たしていない、あるいは記載事項に不備がある場合には、委員会の判断により、『受付不可』とする場合がある。
9. 投稿論文がフローチャート上の査読過程で、当該号の掲載決定期日までに間に合わない場合は、次号への査読が継続しているものとみなす。
10. 原稿が掲載された者には、1編につき別刷りを30部贈呈する。
11. 投稿論文の審査結果に不服がある場合には、文書にて委員会に申し立てることができる。また、委員会の対応に不服がある場合には、社会福祉学会理事会に不服を申し立てることができる。
12. 海外社会福祉研究欄は社会福祉およびその研究の動向の紹介にあて、その依頼は委員会が行う。
13. 書評欄は、国内外の社会福祉研究に関する批評にあて、その依頼は委員会が行う。
14. 本要領の変更は、一般社団法人日本社会福祉学会機関誌編集委員会で検討し、理事会の議決を経なければならない。

- 附則
- 1 この要領は、2010年4月1日から施行する。
 - 2 この要領は、2011年5月28日から施行する。
 - 3 この要領は、2012年5月26日から施行する。
 - 4 この要領は、2014年7月20日から施行する。
 - 5 この要領は、2016年12月10日から施行する。
 - 6 この要領は、2018年5月27日から施行する。
 - 7 この要領は、2019年5月25日から施行する。
 - 8 この要領は、2021年3月13日から施行する。